

2021年度4月以降の歯科健診費用補助のご案内

当健康保険組合では、歯科健診費用の補助を行っております。
以下の通り1年に2回まで当健保組合の補助をご利用いただけます。



対 象 者 当健康保険組合の被保険者（本人）と被扶養者（家族）

補 助 額 ① 集団歯科健診（歯ッピー・ファミリー）および愛知・三重・岐阜・

※詳細は別紙参照

静岡県歯科医師会加入歯科医院での受診

➡ **全額**

② 歯科医師会未加入の歯科医院での受診

➡ **上限3,000円**

《 診療所型歯科健診について 》

**これまで愛知県歯科医師会に加入している医療機関、窓口での支払いがなく
健診を受診いただきましたが、この4月よりさらに三重県・岐阜県・静岡県の歯科医師会
加入医療機関でも同様に受診いただけるようになりました。**



◆ 愛知県・三重県・岐阜県・静岡県歯科医師会加入医院での受診方法

① 電話で医療機関に予約をする。

（1）4県の歯科医師会への加入医院は歯科医師会サイトよりご確認ください。

愛知県 <https://www.aichi8020.net/tooth/index.html>

三重県 <https://www.dental-mie.or.jp/shikaiin/>

岐阜県 https://www.gifukenshi.or.jp/page_20201002202906/

静岡県 <https://s8020.or.jp/clinic-search/>



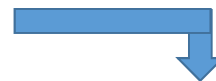
（2）治療中の歯科健診は出来ません。

（3）『トヨタ紡織健康保険組合の診療所型歯科健診希望』と
お伝え下さい。



**三重県・岐阜県
静岡県の方**

愛知県の方



当日保険証を持参して、健診を
受診して下さい。

② 『診療所型歯科健診受診申込書』をトヨタ紡織健康保険組合に提出。

当日持参いただく受診票と『歯科健康診査票』をお渡しします。

※申込書は当健保組合のHPよりダウンロードいただけます

③ 保険証・受診票・歯科健康診査票を持参して医療機関で受診する。

（1）当日、窓口での費用のお支払いはありません。

（2）歯の治療が必要となりご本人が治療を希望される場合は、健診当日から治療への
移行が出来ますが、その治療費は自己負担金が発生します。詳しくは歯科医院で説明を
受けて下さい。

《お問い合わせ先》 トヨタ紡織健康保険組合 保健事業G 大草 TEL 0566-26-0305

(811-3051)